



福岡医発第2017号(地)

平成23年 1月13日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

国土交通省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業」の第2回募集について

今般、国土交通省において、住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第2回募集を開始された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたのでお知らせいたします。

本事業の案内、手続きマニュアルや応募申請書様式等は、第1回募集時と同様に、同省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室」ホームページに掲載されております。[\(http://www.taishinka-shien.jp/\)](http://www.taishinka-shien.jp/)

なお、本事業は本年度限りのもので、国が直接に耐震診断（1棟あたり200万円が上限）及び耐震改修（1/6以内）を支援するものであること、厚生労働省の補助制度との併用は認められず、また、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は採択出来ないこと等、第1回募集時からの変更は特にあっておりません。また、応募申請の受付期間は、平成22年12月24日から23年1月28日（必着）までとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽



(地 I 153)

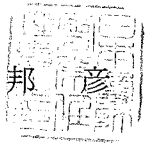
平成 23 年 1 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



国土交通省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業」の第2回募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業」につきましては、平成22年12月2日付（地 I 137）の文書により、情報提供をいたしました。

今般、同省では、第2回募集を開始したとのことです。改めてご連絡いたします。本事業の案内、手続きマニュアルや応募申請書様式等は、第1回募集時と同様に、同省「住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室」ホームページ（<http://www.taishinka-shien.jp/>）に掲載されております。

本事業は本年度限りのもので、国が直接に耐震診断（1棟あたり200万円が上限）及び耐震改修（1/6以内）を支援するものであること、厚生労働省の補助制度との併用は認められず、また、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は採択できないこと等、第1回募集時からの変更は特にないとのことです。また、応募申請の受付期間は、平成22年12月24日から23年1月28日（必着）までとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願いいたします。



平成 22 年 1 2 月 2 4 日
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第2回募集の開始について

この度、住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第2回募集を、本日12月24日（金）より開始することとしましたので、お知らせします。

本事業は、緊急に耐震化が必要な建築物等について、耐震化の促進及び、経済対策として関連投資の活性化を図るため、建築物の所有者が実施する耐震診断等に対して、国が事業に要する費用の一部を助成するものです。

これまでの応募状況を踏まえ、今回第2回募集をすることといたしました。応募期間は12月24日（金）から1月28日（金）までとなります。

なお、手続きや提出書類の詳細は、住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室のホームページに掲載いたします。

1) 募集する事業の種類

- ①耐震診断支援
- ②耐震改修支援

2) 対象となる住宅・建築物

- ①耐震診断支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物※、分譲マンション
- ②耐震改修支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物※

※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物（保育所、学校、老人ホーム、病院等）

3) 補助額

- ①耐震診断支援
耐震診断に要する費用の額（ただし、1棟当たり200万円が上限）
- ②耐震改修支援
耐震改修に要する費用の1/6以内の額（ただし、47,300円/㎡が上限）

4) 応募の期間

平成22年12月24日（金）から平成23年1月28日（金）まで（必着）

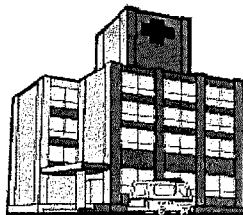
応募に関する問合せ先・応募書類の入手先・提出先
住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室

TEL：03-6214-5794

受付：月～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
9：30～17：00

支援室ホームページ：<http://www.taishinka-shien.jp>

平成22年度補正予算 住宅・建築物の耐震化緊急支援事業



病院・福祉施設の耐震化

○この制度は、国が、建築物所有者に直接補助を行う事業です。

○耐震診断・改修の申込みは、「住宅・建築物耐震化緊急支援事業支援室」になります。
(募集期間 11/29～12/22)

○詳細は以下のホームページをご覧ください。
<http://www.taishinka-shien.jp/>

平成22年11月29日

国土交通省住宅局
市街地建築課市街地住宅整備室

緊急総合経済対策<ステップ2>の具体策（H22.10.8）抜粋

■ 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策

(1) 地域活性化

地域経済の元気復活のため、住民の生活に密接に関わる住宅・市街地施設等の耐震化や施設の長寿命化を図るための維持管理の推進、農林水産業の生産基盤の強化など、新成長戦略の前倒しとなる取組をはじめ、地域の目線に立ったきめ細かな支援を行う。

<具体的な措置>

○耐震化等による安心・安全な居住・生活環境の整備（抜粋）

(ア)住宅耐震化の加速等

- ・地方自治体における住宅耐震化支援や、耐震化の合意形成が困難なマンションの耐震診断等への直接支援を図る。
- ・既存住宅ストックの耐震化、バリアフリー化等の改修費用を支援し、子育て世帯、高齢者、障害者等に対する安心・安全な賃貸住宅の供給を促進する。

(イ)生活に密接に関わる学校等の施設の耐震化の推進等

国民生活に密接に関わる学校、上下水道等の耐震化等や、認知症高齢者グループホーム等の防災対策上必要な改修等の支援（再掲）を図るとともに、災害発生時の避難地等として機能する都市公園の整備等を行う。

住宅・建築物の耐震化緊急支援事業

住宅・建築物の耐震化率の目標

中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割とすることとされている。

新成長戦略（平成22年6月閣議決定）

（住宅・建築物の耐震改修の促進）
住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全安心な住宅ストックの形成を図る。

住宅の耐震化率の現状と目標

住宅の耐震化の状況

現状(H20)
約79%

平成27年における目標

目標(H27)
90%

平成32年における目標

目標(H32)
95%

※多数の者が利用する建築物については80%(H20)→9割(H27)

住宅・建築物の耐震化緊急支援

◇住宅の耐震改修等の緊急促進事業（地方公共団体の補助制度により実施）

住宅の耐震改修等について、国が30万円／戸を緊急支援

※住宅にはマンションを含みます。

※地方公共団体の補助制度の整備が必須となります。

◇住宅・建築物耐震化緊急支援事業（国から建築物所有者等への直接補助）

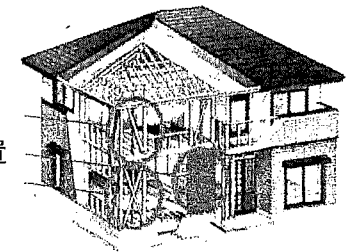
1. 緊急に耐震化が必要な建築物、分譲マンションの耐震診断について、国が直接的な支援（200万円／棟）を実施。
2. 緊急に耐震化が必要な建築物の耐震改修について、国が直接的な支援（耐震改修工事費の1／6）を実施。

※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物（保育所、学校、老人ホーム、病院等）

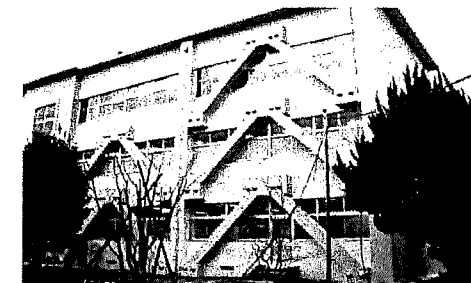
○耐震改修イメージ

＜戸建住宅＞

筋交いの設置
構造用合板の設置
筋交いの設置



＜学校＞



◇緊急支援建築物・分譲マンションの耐震診断

耐震診断を行う建築物の所有者等に対し、国が直接支援(限度額:200万円/棟※1)します。

※1:1000㎡未満の建築物の場合は、限度額は2000円/㎡となります。

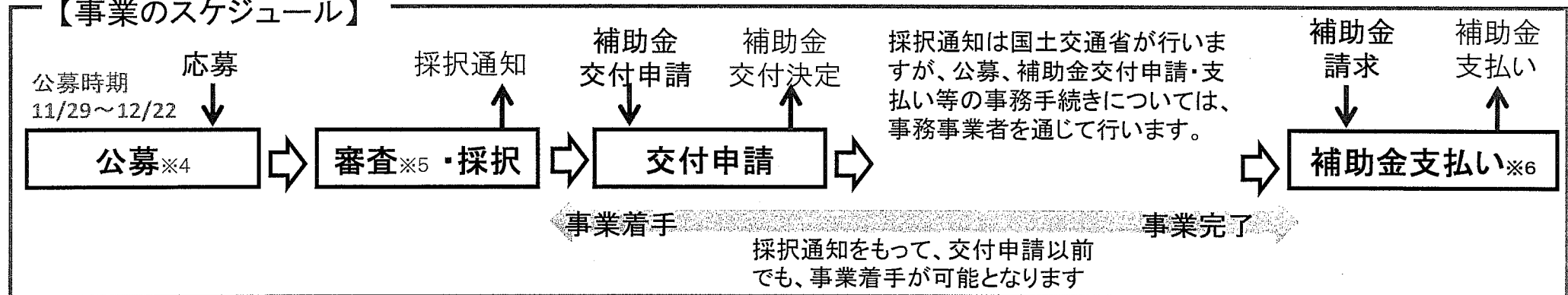
◇緊急支援建築物の耐震改修※2

耐震改修を行う建築物の所有者等に対し、国が直接支援(耐震改修工事費※3の1/6)します。

※2:補助の対象は耐震改修のみです。建替えは対象外です。

※3:耐震改修工事費には、調査設計計画費を含みます。また、耐震改修以外の工事を併せて行う場合は、耐震改修に係る部分を明確に切り分けた費用が補助対象となります。

【事業のスケジュール】



※4:本事業の詳細な内容については、募集要項を参照してください。また、本事業と、他の耐震化等に係る補助制度(他省庁や地方公共団体の補助)との併用はできません。

※5:応募案件の審査においては、国土交通省より、関係する地方公共団体に採択可否の問い合わせを行います。その結果、採択できない場合もあります。また、耐震改修工事の計画の適切性については、所管行政庁の指導に基づいた耐震判定委員会等第三者機関の判定・評価等が必要(採択後、耐震改修工事の着工までの間に必要)となります。(建築確認申請、耐震改修計画の認定、全体計画の認定を取得する場合はこの限りではありません。)

(耐震判定委員会に関するHP: <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/NetWork/nwindex/nwindex61.htm>)

耐震診断の結果及び関係図書については、事業終了後に国土交通省から関係地方公共団体に送付します。

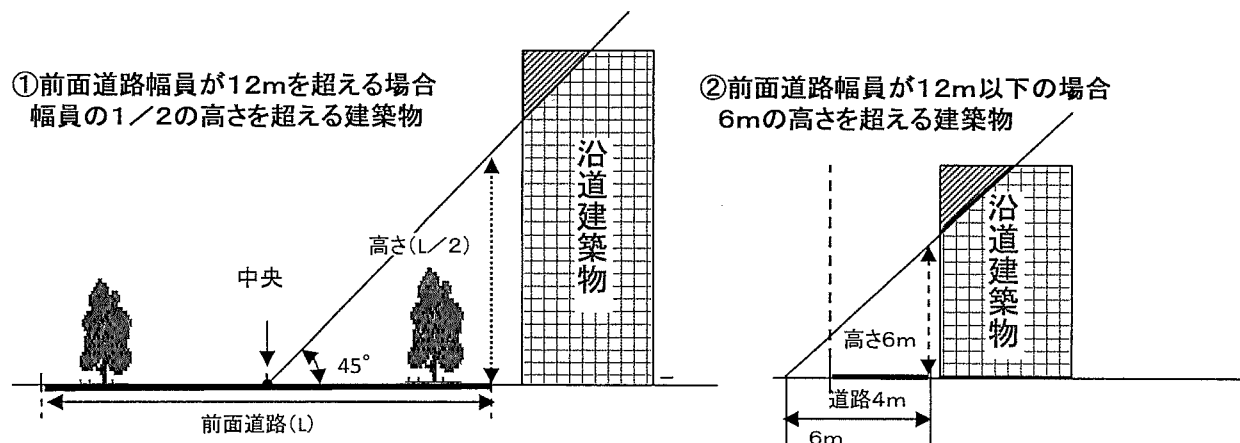
※6:24年度以降の出来高分については補助金が支払われません。

【補助の対象となる建築物】

- ①耐震診断はイ及びロの建築物、耐震改修はイの建築物
 - イ 緊急輸送道路沿道建築物、避難路等沿道建築物※1、災害時要援護者関連建築物※2
 - ロ 分譲マンション(3階建かつ1000㎡以上)
- ②昭和56年の建築基準法改正(新耐震基準適用)以前に建築着工されたもの
- ③当該建築物に対する耐震診断・耐震改修の補助制度が未整備な市区町村の区域内に所在するもの※3
- ④平成22年度中に事業着手し、原則として平成23年度末までに完了するもの(平成24年2月上旬までに実績報告を行うもの)

※1: 緊急輸送道路沿道建築物及び避難路沿道等建築物は、建築物の倒壊により道路が閉塞されるおそれのあるものが対象となります。道路の幅員と建築物の高さに応じて対象建築物が定まります(右図参照)。ただし、住宅については、マンションに限ります。

緊急輸送道路及び避難路は各地方公共団体の地域防災計画において定められています。



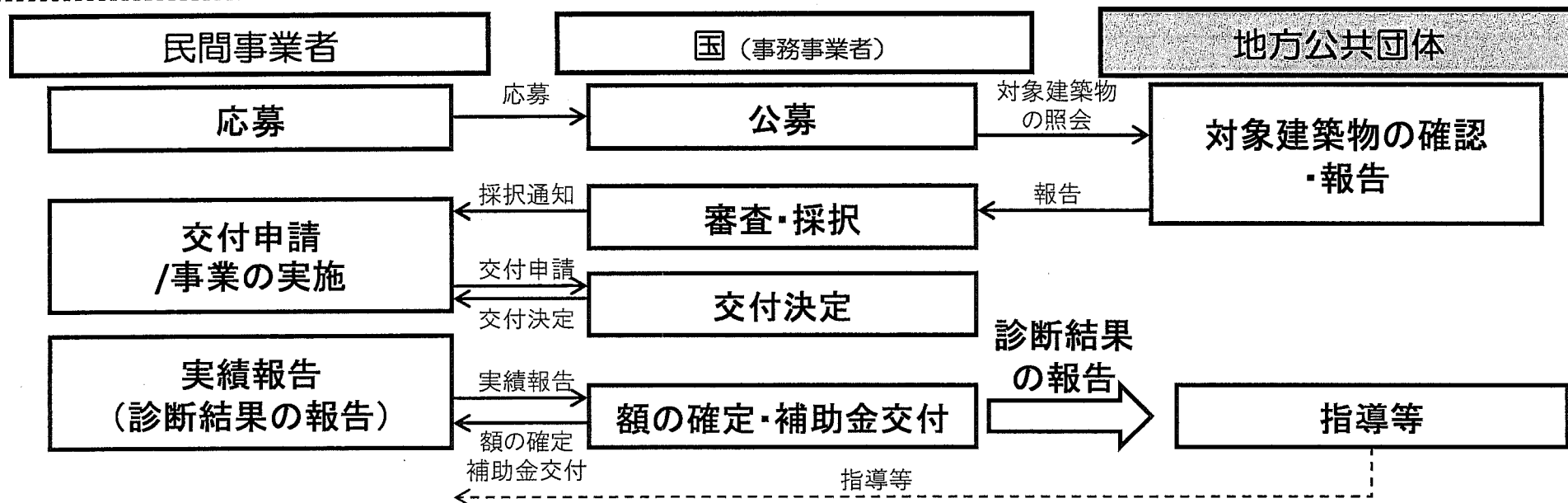
※2: 災害時要援護者関連建築物は、特定建築物のうち保育所、学校、老人ホーム、病院等の用に供する部分を含む建築物です。

なお、特定建築物とは、多数の者が利用する建築物等のことで、耐震改修促進法に定められています。一般的には3階建かつ1000㎡以上の建築物ですが、幼稚園・保育所は2階建かつ500㎡以上、小中学校・老人ホーム等は2階建かつ1000㎡以上と、対象建築物が広がっています。

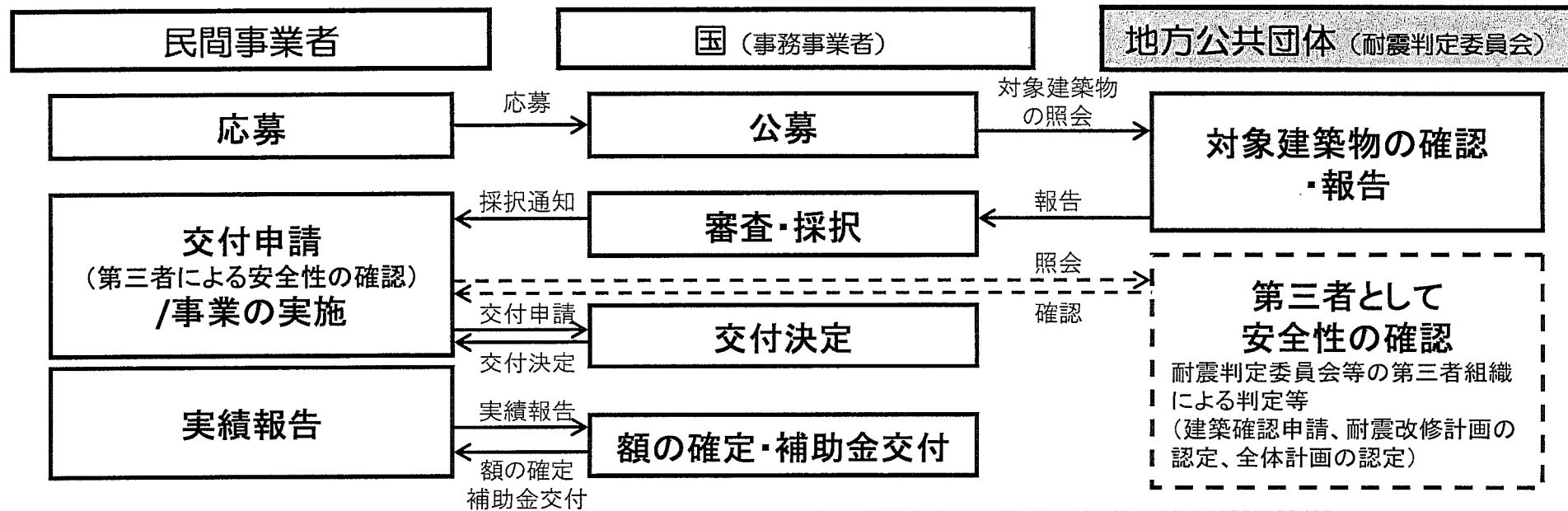
※3: 広く耐震診断・改修の補助制度の有無ではなく、当該建築物に対する補助制度の有無で判断してください。地方公共団体に補助制度が整備されている場合は、地方公共団体の制度を活用してください。

本事業の詳細な内容については、以下のホームページを参照してください。
住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室 <http://www.taishinka-shien.jp/>

耐震診断



耐震改修



平成22年度中に事業着手し、原則として平成23年度末までに完了するもの(平成24年2月上旬までに実績報告を行うもの)が補助の対象となります。

【対象となる事業例】

23年3月末

23年度

採択通知

事業着手 ← 耐震診断 → OK

事業着手 ← 耐震改修 → OK

採択通知をもって、交付申請以前でも、事業着手が可能です。

事業着手 ← 耐震診断 → OK

事業着手 ← 耐震改修 → OK

遅くとも平成23年3月末までに事業着手することが条件です。

~~事業着手 ← 耐震診断 → NG~~

~~事業着手 ← 耐震改修 → NG~~

事業着手 ← 耐震診断 → 耐震改修 → OK

耐震診断後、ただちに耐震改修を行う予定がある場合は、耐震診断と耐震改修の両方に応募できます。この場合、耐震診断の事業着手をもって耐震改修まで行うことができます。

事業着手 ← 耐震診断 → 耐震改修 → OK

※診断の結果、耐震性がありとされた場合には、耐震改修を行うことはできません。

事業着手は、事業の契約日で判断する予定です。
(耐震改修工事については、調査設計費の契約等でも可とします)

(参考)病院等の耐震化支援制度～厚生労働省・国土交通省

区 分		耐震診断	耐震改修
災害拠点病院 救命救急センター 二次救急医療機関	厚生労働省	○補助率 国1/3、県1/3 ○基準額 1か所あたり300万円	○補助率 国1/2、県1/2以内 ○基準額 ・災害拠点病院、救命救急センター：約23.4億円 ・二次救急医療機関：約14.2億円
上記以外の 病院・診療所等 ※	国土交通省	◆地方公共団体に補助制度が整備されている場合 詳細はP9参照 住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金)	○補助率 23%～2/3(国+地方) ○限度額 1㎡当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円)
		◆地方公共団体に補助制度が整備されていない場合 住宅・建築物耐震化緊急支援事業(国から所有者への直接補助)	○補助率 国1/6 ○限度額 1㎡当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円) ※22年度補正予算限り！ 国交省の公募に応募が必要

厚労省と国交省の補助制度の併用はできません。

※1 住宅・建築物耐震化緊急支援事業(国から建物所有者への直接補助)の対象要件等は次のとおりです。

①補助対象の建築物は、耐震改修促進法に定める特定建築物のうち、病院、老人ホーム等の用に供する部分を含む建築物

例1 3階建てかつ1000㎡以上の病院・診療所

例2 2階建てかつ1000㎡以上の老人保健施設・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等

例3 1階が診療所・デイサービス、2・3階が賃貸住宅で、合計1000㎡以上の建築物

②昭和56年の建築基準法の改正(新耐震基準適用)以前に建築着工された建築物

③当該建築物に対する耐震診断又は耐震改修の補助制度が未整備な市区町村の区域に所在すること

④事業採択以降、平成22年度中に事業着手し、原則として平成23年度末までに完了するもの(平成24年2月上旬までに実績報告を行うもの)

⑤詳細は、住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室ホームページ <http://www.taishinka-shien.jp/> の募集要項等を参照

(参考)福祉施設等の耐震化支援制度～厚生労働省・国土交通省

区 分			耐震診断	耐震改修
児童福祉施設(保育所等を除く)、障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	補助なし 耐震診断は、国交省の補助制度が活用可能！	○補助率 国1/2
保育所等		安心こども基金		○補助率 国1/2
認知症高齢者グループホーム等		介護基盤緊急整備等臨時特例基金		○補助率 定額
災害時要援護者関連建築物※	国土交通省	◆地方公共団体に補助制度が整備されている場合 住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金) 詳細はP9参照	○補助率 2/3(国+地方) ○限度額 1000～2000円/㎡	○補助率 23%～2/3(国+地方) ○限度額 1㎡当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円)
		◆地方公共団体に補助制度が整備されていない場合 住宅・建築物耐震化緊急支援事業(国から所有者への直接補助)	○限度額 1棟あたり200万円	○補助率 国1/6 ○限度額 1㎡当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円) ※22年度補正予算限り！ 国交省の公募に応募が必要

改修補助について、厚労省と国交省の補助の併用はできません。(診断は国交省補助、改修は厚労省補助とすることは可能)

※1 住宅・建築物耐震化緊急支援事業(国から建物所有者への直接補助)の対象要件等は次のとおりです。

- ①補助対象の建築物は、耐震改修促進法に定める特定建築物のうち、病院、保育所、老人ホーム等の用に供する部分を含む建築物
例1 2階建てかつ1000㎡以上の老人保健施設・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等
例2 2階建てかつ500㎡以上の保育所
例3 1階がデイサービス、2・3階が賃貸住宅で、合計1000㎡以上の建築物
- ②昭和56年の建築基準法の改正(新耐震基準適用)以前に建築着工された建築物
- ③当該建築物に対する耐震診断又は耐震改修の補助制度が未整備な市区町村の区域に所在すること
- ④事業採択以降、平成22年度中に事業着手し、原則として平成23年度末までに完了するもの(平成24年2月上旬までに実績報告を行うもの)
- ⑤詳細は、住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室ホームページ <http://www.taishinka-shien.jp/>の募集要項等を参照

(参考)通常の補助制度(地方公共団体の補助制度により実施)

○地方公共団体において、対象となる建築物に対する補助制度が整備されている場合は、民間補助事業の採択はできません。地方公共団体による補助事業を利用してください。

広く耐震診断・改修の補助制度の有無ではなく、当該建築物に対する補助制度の有無で判断してください。(各地方公共団体における制度の整備状況は一覧表を参照)

○地方公共団体による補助事業は、国の制度を活用している場合は、下表のような制度となっています。ただし、各地方公共団体によって、独自に下表とは異なる補助率、補助額等を設定していることがありますので、各地方公共団体に問い合わせてください。

住宅(マンションを含む)

○耐震診断

・国と地方で2/3

※地方公共団体が耐震診断を行う場合は、国と地方で10/10

○耐震改修

建物の種類	補助率
緊急輸送道路沿道	国と地方で2/3
避難道路沿道	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

※各地方公共団体によって、独自に上とは異なる補助率、補助額等を設定していることがあります。

特定建築物

○耐震診断

・国と地方で2/3

○耐震改修

建物の種類	補助率
緊急輸送道路沿道、地域防災計画に位置づけられた建築物(避難所)	国と地方で2/3
避難道路沿道	国と地方で1/3
多数の者が利用する建築物 (3階建、1,000㎡以上の百貨店等) ※災害時要援護者関連建築物は、通常これに該当(緊急輸送道路沿道等に該当する場合はそれぞれの補助率が適用)	国と地方で23%

※各地方公共団体によって、独自に上とは異なる補助率、補助額等を設定していることがあります。